

各関係医療機関の長 殿

鹿児島県保健福祉部
健康増進課長

令和 8 年度在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業補助金の募集
について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから格別の御協力をいただき
厚く御礼申し上げます。

さて、標記補助金について、下記のとおり募集いたしますので、活用を希望する
医療機関におかれましては、必要書類の御提出をお願いいたします。

記

- 1 補助対象事業
鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱
別表に規定する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
- 2 事業の概要
 - (1) 補助対象者
訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している病院及び診療所
 - (2) 補助対象経費
停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費
 - (3) 補助率
2 分の 1 以内（補助上限額 1 台当たり 106,000 円）（国 1/2, 医療機関 1/2）
- 3 提出書類
 - (1) 申請書（設備整備事業概要）様式 1－19
 - (2) 対象となる購入物品の見積書
- 4 提出期限
令和 8 年 4 月 6 日（月）必着
- 5 提出方法
電子メール
- 6 その他
 - ・ 県及び国の交付要綱（別添）を参照し、要件に該当するか御確認ください。
 - ・ 活用希望がない場合は、回答不要です。
 - ・ 県において応募状況を踏まえて国との予算調整等を行うため、申請書（設備整備事業概要）等の提出をもって補助が確約されるものではありませんので御了承ください。
 - ・ 令和 9 年 3 月 31 日までに事業の実施が完了可能な医療機関を対象とします
ので、実施期間には十分に御留意ください。
 - ・ 県からの補助金交付決定前に簡易自家発電装置等を購入した場合、補助対
象となりませんので、御留意ください。
 - ・ 標記事業は、令和 8 年度当初予算の成立を前提としています。
- 7 ホームページ掲載先
ホーム〉健康・福祉〉医療〉難病・特定疾患〉在宅人工呼吸器使用者非常用電
源整備事業の募集について
【URL】<https://www.pref.kagoshima.jp/ae06/hizyouyoudengen.html>

<提出・問合せ先>

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

健康増進課疾病対策係

担 当：上室，瀬戸

電 話：099-286-2714

F A X：099-286-5556

E-mail：yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

停電時に在宅患者に貸し出す簡易自家発電機やポータブル蓄電池等の整備費用を助成します

県では、医療機関(※1)が、在宅患者への貸出のため、簡易自家発電機やポータブル蓄電池等を整備する費用の一部を補助します。

○ 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関が、長期の停電時に患者に貸し出せる簡易自家発電機等を整備するために必要な経費の一部を補助する。

○ 補助対象経費

ガソリン・ガス等で駆動される簡易自家発電機、人工呼吸器の予備バッテリー、ポータブル蓄電池の購入費

○ 補助率等

補助率 2分の1以内

補助上限額 1台当たり106,000円



※1：医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所，又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所

○ 申請方法

県ホームページに掲載している補助金交付要綱等を参照した上で、以下の必要書類をメールで提出してください。

<申請に必要な提出書類>

1 申請書（設備整備事業概要）【様式1-19】

※県ホームページからダウンロード

2 対象となる購入物品の見積書

○ 提出期限

令和8年4月6日（月）まで

○ 申請書類提出先・問い合わせ先

鹿児島県保健福祉部健康増進課疾病対策係

・所在地 〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

・メール yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

・電話 099-286-2714

県ホームページ

非常用電源整備事業 で検索

※ 注意事項

- ・令和9年3月31日までに事業の実施が完了可能な医療機関を対象とします。
- ・県からの補助金交付決定前に購入した場合は、補助対象になりません。
- ・応募状況によっては、補助金が減額されることがあります。
- ・この事業は、令和8年度当初予算の成立を前提としています。

厚生省発医第117号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政1007第3号
令和7年10月7日

医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等設備整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保、臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第20条第1項第1号から第3号及び離島振興法（昭和28年法律第72号）第10条第1項第1号から第3号までに基づき実施する事業を除く。）については、交付の対象としないものとする。

(1) へき地診療所設備整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））の設備整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所の設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）(イ)日本赤十字社(ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会(オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行うICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業に対して都道府県が補助する事業

(17) 解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う解剖・死亡時画像診断等設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(18) 実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知「実践的な手術手技向上研修設備整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業

イ 次に掲げる者が行う実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等(イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(19) 在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

イ 市町村、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業に対して都道府県が補助する事業

(20) 遠隔ICU体制整備促進事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う遠隔ICU体制整備促進事業

イ 厚生労働大臣が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業に対して都道府県が補助する事業

(21) 新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）

令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する病院、診療所の開設者が実施する次の事業とする。

医政発 0213 第 10 号
平成 31 年 2 月 13 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業の実施について

標記については、別紙「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱」を定め、平成 31 年 2 月 7 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願いたい。

別紙

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下、「医療機関」という。）とする。

3 事業内容

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

4 国の補助

国は、医療機関がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出する経費について、厚生労働大臣が別に定める「医療施設等設備整備費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱

(趣 旨)

第 1 条 知事は離島・へき地医療確保、地域住民の救急医療確保等を図るため、予算の定めるところにより第 2 条に定める事業を行う市町村及びへき地医療拠点病院等に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和 63 年鹿児島県規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費、補助金額及び交付決定の下限額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業の種類、経費、これに対する補助金額及び交付決定の下限額は、別表のとおりとする。

2 前項の事業において、別表により 1 品又は 1 か所につき算出された補助金額が、交付決定の下限額に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条の補助金等交付申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調（別記第 1 4 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 1 5 号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（別記第 1 6 号様式）
- (4) その他参考となるべき資料

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とする。

4 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付の条件)

第 4 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記第 20 号様式による調書を作成し、これを事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別記第 21 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (9) に掲げる条件を付さなければならない。この場合において (1) から (4) 中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、(5) 中「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と読み替えるものとする。
- (11) (10) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(決定の通知)

第 5 条 規則第 6 条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第 6 条 規則第 7 条第 1 項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業内容の変更で次に掲げるものの変更

- ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）
- (2) 補助金の交付決定額の増減を伴う変更（ただし、補助金額の10パーセント以内の減額を除く。）
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 変更経費所要額調（別記第14号様式）
- (2) 事業変更計画書（別記第15号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（別記第16号様式）
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（事業の補助金交付決定前着手）

- 第8条 補助事業者等が、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事前着手承認申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第7号様式）により通知する。

（状況報告等）

- 第9条 規則第11条の規定による状況報告等は、次に定めるところにより行うものとする。
- (1) 補助事業者等は、補助事業者等及び団体が、事業に着手したときは、着手報告書（別記第8号様式）を、事業が完了したときは完了報告書（別記第8号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第9号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を求めなければならない。

（実績報告）

- 第10条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

る。

- (1) 経費所要額精算書（別記第 17 号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第 18 号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込）の抄本（別記第 19 号様式）
- (4) 契約書の写し
- (5) 完成写真又は実施状況写真
- (6) 納品書及び物品検収調書の写し
- (7) その他参考となるべき資料

3 第 1 項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

4 実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 規則第 14 条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第 11 号様式）により行うものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 規則第 16 条第 1 項の補助金等交付請求書は、別記第 12 号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払により交付することができる。

3 規則第 16 条第 3 項の概算払申請書は、別記第 13 号様式のとおりとする。

（財産の処分の制限）

第 13 条 規則第 21 条第 2 号の規定により知事が定める財産の種類は、50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械及び器具とする。

2 知事の承認を受けて前項の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

2 へき地医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和 56 年 1 月 6 日制定）は、廃止する。

3 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる補助金について適用し、同日前に交付の決定がなされた補助金にあつては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成2年12月14日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年10月20日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年11月6日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年12月26日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年3月1日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年2月16日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成11年度分の補助金から適用する。
- 2 鹿児島県看護婦等養成所実習模型等教育資材整備費補助金交付要綱（平成11年2月25日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年3月13日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年2月7日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月11日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年3月19日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成13年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成１４年９月２６日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成１４年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１５年７月１５日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成１５年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月２８日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成１７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成１９年３月１５日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成１８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２０年１月２９日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成１９年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年３月９日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成２０年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２１年８月２８日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成２１年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２６年１１月１２日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成２６年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月５日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成２７年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年３月８日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成２８年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月２７日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成２９年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月30日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月15日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年1月11日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年11月11日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年5月24日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年8月27日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月26日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月9日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月23日から施行し、改正後の鹿児島県医療施設等設備整備費補助金交付要綱の規定は令和7年度分の補助金から適用する。

別 表（第2条関係）

補助金の交付の 対象となる事業 の種類	補助金の交付の対象となる経費		基 準 額	補 助 金 額	交付決定 の下限額
	種目	内容			
へき地医療拠点 病院設備整備事 業	医療機器整備 費	へき地医療拠点 病院として必要 な医療機器購入 費	1 か所当たり 55,000 千円	次に掲げる額のうち最 も少ない額（ただし、 1,000 円未満の端数が 生じた場合はこれを切 り捨てるものとする。 ） 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄附 金その他の収入額を 控除した額	1 品につき 250 千円
	歯科医療機器 等整備費	へき地医療拠点 病院として必要 な歯科医療機器 等購入費	1 か所当たり 27,500 千円		1 品につき 50 千円
へき地巡回診療 車整備事業	巡回診療車	巡回診療用自動 車及び診療車に 積載する医療機 器購入費	1 台当たり 1,426 千円	次に掲げる額のうち最 も少ない額に2分の1 を乗じた額（ただし、 1,000 円未満の端数が 生じた場合はこれを切 り捨てるものとする。 ） 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄附 金その他の収入額を 控除した額	—
過疎地域等特定 診療所設備整備 事業	医療機器整備 費	過疎地域等特定 診療所として必 要な医療機器購 入費	1 か所当たり 16,500 千円	次に掲げる額のうち最 も少ない額に4分の3 を乗じて得た額（た だし、1,000 円未満の 端数が生じた場合は これを切り捨てるもの とする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄 附金その他の収入額 を控除した額	1 品につき 50 千円

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
休日夜間急患センター設備整備事業 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	医療機器等整備費	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	1 人口 10 万以上の場合 1 か所当たり 4,400 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては 11,000 千円を限度とする。) 2 人口 5 万以上 10 万未満の場合 1 か所当たり 3,300 千円 (ただし、医師が常時 3 人以上勤務するセンターについては 8,250 千円を限度とする。)	次に掲げる額のうち最も少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 33 千円
病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	医療機器整備費	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器等の備品購入費	1 か所当たり 22,000 千円 (ただし、特別に必要な場合は 110,000 千円を限度とする。)	次に掲げる額のうち最も少ない額に 3 分の 2 を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	1 品につき 100 千円
H L A 検査センター設備整備事業 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	医療機器購入費	組織適合検査に必要な備品購入費 (検査機器、臓器保存器)	1 か所当たり 22,000 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支額 3 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額	1 品につき 100 千円

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
共同利用施設設備整備事業 (ただし、一部市町村が実施するものを除く。)	共同利用高額医療機器	地域医療支援病院の共同利用部門として必要な医療機器の購入費	1 か所当たり 220,000 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 1,000 千円
		共同利用施設として必要な医療機器の購入費 (ただし、市町村が実施するものを除く。)	1 か所当たり 220,000 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の1を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	
基幹災害拠点病院施設整備事業 (ただし市町村が実施するものを除く。)	医療機器等整備費	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	1 か所当たり 32,039 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	1 か所につき 100 千円 (医療機器等整備費に限る。)
	緊急車両整備費	緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	1 か所当たり 31,865 千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200 千円加算する。)	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除して得た額	

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基準額	補助金額	交付決定の下限額
	種目	内容			
地域災害拠点病院施設整備事業 (ただし市町村が実施するものを除く。)	医療機器等整備費	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の購入費	1 か所当たり 19,224 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に3分の2を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 か所につき 100 千円 (医療機器等整備費に限る。)
	緊急車両整備費	緊急車両(緊急車両に常備する携行式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。)の購入費	1 か所当たり 31,865 千円 (ただし、外部給電器を購入する場合は、2,200 千円加算する。)		
へき地患者輸送車整備事業	患者輸送車	患者輸送用マイクロバス、又はワゴン車等の購入費	(1)マイクロバスの場合 1 台当たり 2,829 千円 (2)ワゴン車の場合 1 台当たり 1,474 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
遠隔医療設備整備事業	遠隔医療設備整備費	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。 1 遠隔病理診断 (1)支援側医療機関 4,598 千円 (2)依頼側医療機関 14,198 千円 2 遠隔画像診断及び助言 (1)支援側医療機関 16,390 千円 (2)依頼側医療機関 14,855 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額 (ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。) 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 か所につき 150 千円

補助金の交付の対象となる事業の種類	補助金の交付の対象となる経費		基 準 額	補 助 金 額	交付決定 の下限額
	種目	内容			
			3 遠隔手術指導 5,580 千円 4 オンライン診療装置 2,660 千円		
へき地診療所設備整備事業	医療機器購入費	へき地診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 250 千円
解剖・死亡時画像診断等設備整備事業	医療機器等整備費	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費（解剖台、薬物検査機器、CT、MRI 等）	1 か所当たり 1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180 千円 2 解剖室等設備の場合 53,700 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	—
周産期医療施設設備整備事業	医療機器整備費	産科医療機関として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 17,035 千円	次に掲げる額のうち最も少ない額に2分の1を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。） 1 基準額 2 対象経費の実支出額 3 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額	1 品につき 100 千円

補助金の交付の 対象となる事業 の種類	補助金の交付の対象となる経費		基 準 額	補 助 金 額	交付決定 の下限額
	種目	内容			
在宅人工呼吸器 使用者非常用電 源整備事業	簡易自家発電 装置等整備費	停電時に貸し出 せる簡易自家発 電装置等の購入 費	1 台当たり 212 千円	次に掲げる額のうち最 も少ない額に2分の1 を乗じて得た額（た だし、1,000 円未満の端 数が生じた場合はこれ を切り捨てるものとす る。） 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄附 金その他の収入額を 控除した額	—
災害時歯科保健 医療提供体制整 備事業	医療機器等整 備費	災害時に歯科保 健医療活動を実 施するために必 要な器具・器材 や車両	1 か所当たり 19,008 千円	次に掲げる額のうち最 も少ない額（ただし、 1,000 円未満の端数が 生じた場合はこれを切 り捨てるものとす る。） 1 基準額 2 対象経費の実支出 額 3 総事業費から寄附 金その他の収入額を 控除した額	—

設備整備事業概要

事業区分	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業
種目	簡易自家発電装置等整備費

計画年度	年度
計画・実績	

団体名（開設者）	施設名	所在地

1. 病院の現況

訪問診療概要		
要訪問診療患者数	（うち人工呼吸器使用者数）	自家発電装置の整備状況
人	人	

2. 設備整備内訳

品目	メーカー	規格	数量	単価 （税込）	金額 （税込）	設置場所
				円	円	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
					0	
				合計	0	

3. 整備事業の必要性（具体的に記入すること）